

## 社会福祉法人 よつば会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よつば会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について定めるものである。

### (報酬等の支給)

第2条 この規程でいう「役員」とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう「報酬」とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 この規程でいう「費用」とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬額の決定)

第3条 この法人の理事長の報酬額の総額は、年720万円以内とする。

2 この法人の理事長以外の全理事の報酬額の総額は、年30万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬額の総額は、年間50万円以内とする。

4 この法人の評議員の報酬額については、定款第8条のとおりとする。

### (理事長の報酬)

第4条 理事長には、別表1のとおり理事長報酬を支払うものとする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第5条 理事長以外の理事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うものとする。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うものとする。

3 本条に規定する報酬は、同一日において複数の会議に出席した場合でも、重複して支給しないものとする。

### (理事及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事長以外の理事が、理事会または評議員会出席以外の日において、理事長または常務理事の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うものとする。

2 評議員が、評議員会出席以外の日において、理事長または常務理事の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うものとする。

### (監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払

うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、理事長または常務理事の命を受けて、運営状況の指導または監査業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うものとする。
- 3 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の監事監査の指導（監事監査）として立会った場合、別表4により報酬を支払うものとする。
- 4 監事が評議員選任・解任委員会の委員として出席した場合は、別表4により報酬を支払うものとする。なお、同一日に開催された理事会及び評議員会に出席したときは、評議員選任・解任委員会に係る報酬を支払わないものとする。

（当法人職員給与との併給）

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

（費用弁償の支給）

第9条 役員及び評議員が出張に要する旅費（交通費、宿泊費）は、別表5により支給するものとする。

- 2 前項の旅費以外に役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した実費費用については、法人が支払うものとする。
- 3 前2項の費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うことができるものとする。

（報酬の支給）

第10条 理事長報酬については、毎月28日に支給する（ただし、支給日が金融機関の休日にあたるときはその前日に繰上げて支給）。

- 2 別表2～5の報酬の支給は、報酬の発生後に速やかに行うものとする。

（報酬の支給方法）

第11条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額控除して支給する。

（公表）

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改正）

第13条 本規程の改正は、理事会の承認を経て、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日以後、最初の定時評議員会終結の時から適用する

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日に改定する。

この規程は、令和元年 5 月 28 日に一部改定し、令和元年 10 月 1 日に施行する。

この規程は、令和元年 9 月 28 日に一部改定し、令和元年 10 月 1 日に施行する。

別表 1 (月額)

名 称	報 酬
理事長報酬	600,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表 3 (日額)

名 称	報 酬
役員及び評議員業務報酬	10,000円

別表 4 (日額)

名 称	報 酬
監事監査指導報酬	50,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	6,500円

別表 5

名 称	報 酬
交通費 (公共交通機関)	実 費
交通費 (自家用車)	自宅から用務地までの往復距離 (km) × 13円とする。
宿泊費	実 費

社会福祉法人 よつば会  
役員等報酬振込依頼申請書

申込日 年 月 日

フリガナ 氏名	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
住所	〒       TEL (            )            -

私が、社会福祉法人よつば会 から支給される役員等報酬については、振込依頼申請日以降に発生するものより、私名義の下記口座への振込みに同意すると共にお振込み願います。

指定する振込口座

金融機関名	店 番				支店名			
					フリガナ    支店			
種 目	口座番号 (右詰めで記入して下さい)							
普通    ・    当座								

※ 口座は、必ず本人名義のもので、住所等は正確に記入して下さい。